

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称		政策会議
日 時		令和7年1月7日(火) 午後1時28分～午後3時28分
場 所		本庁舎3階3A会議室
出席者	出 席	市長、石原副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当秘書課長

議題1：秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例の一部を改正することについて	
担 当 部 課 等	上下水道局経営総務課、水道施設課
説 明 者	上下水道局長、経営総務課長、課長代理（総務担当）、水道施設課長
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 資格を持たない職員が工事を監督する場合、どのように対応しているか。 答. 水圧試験など重要な検査については、必ず有資格者も確認することとしている。 問. 改正理由として、技術職員の不足が挙げられているが、資格要件の緩和によって監視能力が低下することはないか。 答. 水道法施行令の改正に当たり、国は有識者の意見やアンケート調査を踏まえ、土木職の資格・経験が一定以上あれば、水道工事の施工経験が半分程度でも対応できるとしている。このことについて、本市でも対応可能と判断したことから、法の資格要件を参酌し、同様の条例改正を行うこととした。 問. 改正理由として、技術職員の減少を理由に掲げるだけでなく、資格要件を改正した場合でも監視能力が低下しない旨を入れるべきではないか。 答. 議案として提出する資料は、表現を見直すこととする。 意見. 議案の記載内容については、技術者の能力的な部分など、国の表現等を精査すること。
会 議 結 果	原案了承

議題 2：秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

担当部課等	政策部財政課、都市部建築指導課
説明者	政策部長、財政課長 都市部長、建築指導課長、課長代理（建築審査担当）、課長代理（建築指導担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問．県内の他行政庁の状況はどうか。 答．13 行政庁のうち、6 行政庁は 12 月議会で改正済。ほか 7 行政庁は 3 月議会で改正する見込みである。 問．手数料は県内で統一されているようだが、本市が 3 月議会で改正する理由はどうか。 答．県内の調整が 10 月末までかかり、12 月議会の事案提出期限に間に合わなかったため、3 月議会で改正する。 問．申請手数料について、民間との金額の差はどうか。 答．公表されている金額を比較したところ、主に民間の方が高い料金設定となっている。 問．民間の方が高い金額となることで、市に確認申請が集中し、事務の負担が増えることはないか。 答．県内行政庁の中では、そのような話もあるが、地域性もあるため、施行してみないとわからないのが実状である。
会議結果	原案了承

議題 3：秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて

担当部課等	こども健康部保育こども園課
説明者	こども健康部長、保育こども園課長、課長代理（認定・入所担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり

会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 元々条例に記載のある「栄養士による必要な配慮」とは何を指すものか。 答. 栄養士による献立等に関する助言などを指している。 問. 栄養士の資格がなくても管理栄養士の資格を取得できるようになるが、栄養士と同等以上の能力があるとみなされるのか。 答. 管理栄養士養成施設を卒業し、管理栄養士の資格を取得することで、栄養士の有資格者と同等以上の能力があるとみなされることになる。
会 議 結 果	原案了承

議題４：秦野駅北口周辺にぎわい創造に向けた県道７０５号沿道の土地利用の方針について

担 当 部 課 等	環境産業部秦野駅北口にぎわい創造担当
説 明 者	はだの魅力づくり担当部長、秦野駅北口にぎわい創造担当課長、課長代理（秦野駅北口にぎわい創造担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 多世代交流施設のイメージはどのようなか。 答. 市民の意見を集約したところ、駅から歩いて行ける場所で、女性や子どもが暮らしやすいまちづくりにつながる場所、若者の居場所、社会活動や文化活動の発表の場などの施設が良いという意見が多かった。これらの意見について、全体としてまとまりがある形にするよう検討を進めている。 問. 地権者の合意形成の状況はどのようなか。 答. 概ね７割は協力の意向を示している。また、現時点で協力の意向を示していない方々も、完全に拒否されているわけではないので、条件次第で応じていただけるのではないかと考えている。 問. 県道の立ち退き状況はどのようなか。 答. １件調整中の土地があるが、来年度は県の調査に応じると聞いている。令和８年度中には条件が提示され、交渉に入ると思われる。

	問. 本町二丁目の多世代交流施設の整備に当たり、起債の名称や、交付税の算入対象となり得るかといったことについて確認しているか。 答. 一部が対象になることを確認しているが、詳細は今後確認する。 意見. 事業費が多額のため、可能な限り一般財源の支出を抑えて整備できるよう精査すること。
会 議 結 果	原案了承

議題5：他の団体の公の施設の利用に関する協議について

担 当 部 課 等	都市部都市整備課
説 明 者	都市部長、都市整備課長、課長代理（戸川区画整理推進担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 議案名を「他の団体の」としているが、具体的な自治体名は記載しないのか。 答. 過去に本市で実施した湯の沢簡易専用水道事業の事例や、他自治体の同様の事例を参照し、議案名を設定した。 問. 中井町の区画整理事業の中で、秦野市域への給水工事を行うが、本市の財政負担はあるのか。 答. 特にない。 問. 給水エリアの拡大に関する手続きは、どのように実施するのか。 答. 本件の協議が整った後、中井町が本市への給水エリアも含め、来年度に認可変更手続きを行い、町議会で議決する予定。 問. 工事の着手時期はどのようか。 答. 令和8年4月を予定している。
会 議 結 果	原案了承

議題：秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について

担 当 部 課 等	都市部開発指導課
説 明 者	都市部長、開発指導課長、課長代理（開発調整担当）、担当
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり

会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問．盛土条例と盛土規制法を比較した場合、盛土などの技術的な基準の違いはどのようなか。 答．排水処理など、新たな基準が追加されていることから、盛土規制法の方が厳しい基準となる。 問．現行の条例では、搬入土の事前調査と、盛土後の水質検査を実施することで、土壌汚染の未然防止を図っている。盛土規制法でも同様の規制は可能か。 答．盛土規制法の改正に伴い、資源有効利用促進法の改正が行われ、土砂を搬出する者が搬出土を事前調査し、土砂の搬入元や安全対策の有無等を記録することで、追跡調査を行うことが可能となった。これにより土砂の安全性を確認することが可能となっている。 問．盛土規制法は県の所管となるが、市で手続の状況を把握することは可能か。 答．自治体との調整に関するフローは、県の方で作成しており、県が事前相談を受け付けた後、自治体との協議を経て、その後で許可申請の手続に入ることを想定している。 問．事業者が周辺住民へ説明するより前に、県から自治体へ情報提供してもらうことは可能か。 答．可能となるよう県と調整している。周辺住民に情報が伝わるのは、許可申請前に行うこととしている周辺説明のタイミングと思われる。 問．県の許可になったことで、自治体の事務負担の量はどのように変わるか。 答．現状、盛土条例の手続は年１～２回程度だったが、都市計画法の手続において「みなし審査」を行う必要が生じるため、その部分について事務量が増える見込みである。
会 議 結 果	原案了承